

- 第1条 (名称)
本会は総合支援ボランティア団体 GRANDE と称する。
- 第2条 (事務所)
本会の事務所を〒921-8062 金沢市新保本 1-470-8 に置く。
- 第3条 (組織)
ボランティアをはじめ、各種レクリエーションが好きな方すべての入会希望者を会員として組織する。
- 第4条 (目的)
本会はボランティア（地域の美化活動・児童や高齢者、障害者への福祉活動）、各種レクリエーション、各種イベントを実施することにより、会員相互の絆を深めることを目指す。
- 第5条 (事業)
前条の目的達成のため、次の事業を行う。
1、石川県内をはじめ北陸三県にて美化活動
2、マナー向上の活動と協力
3、福祉活動とその協力
4、地域活性化の一助となる活動と協力
5、会員の増強とボランティア・レクリエーション・イベント事業による交流の拡大運動
6、行政に対し、環境や福祉に対する提案と協力
7、その他目的達成に必要な事項
- 第6条 (役員)
代表1名、代表代行1名、副代表1名、事務局長（会計兼務）1名、理事1名、監事1名
- 第7条 (任務)
1、代表は、会を代表し会務を統轄する。
2、代表代行は、代表を補佐し代表に事故ある時は代行する。
3、事務局長（兼会計）は庶務・会計経理等にあたる。
4、監事は、会計監査を行う。
5、理事は、上記役員の補佐を行う。
- 第8条 (会費)
1、会費は、行事の都度必要額を分担徴収する。
2、入会金1人3000円/1口からとする。
3、当面の間、年会費無料とする。
- 第9条 (入会及び脱退)
代表に届出を出すことにより成立する。
- 第10条 (会計及びその年度)
会の経費は、入会金とその都度徴収の会費と寄付金又は助成金その他をもってあてる。
会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 付則 1、会の役員は次の会員とする
代表 〒921-8062 金沢市新保本 1-470-8 鈴木 成昌
- 2、この規約は GRANDE 設立日である平成22年8月20日より実施する。
平成28年10月1日より一部改定実施する。
- 3、この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。
平成28年10月1日 (住所) 金沢市新保本 1-470-8
(名前) GRANDE 代表 鈴木 成昌

<代表からのメッセージ>

私たちは美化活動や福祉活動、地域活性化の取り組みに力を入れて取り組んでいます。
ボランティアの高齢化が進み、人手不足が課題となっています。
これからは GRANDE の一員として、あなたが持っている今の想いを大切にしながら、
共に活動していきましょう。
どうぞ、これからも宜しくお願い致します。
逢える日を楽しみにしております。

代表 鈴木 成昌

